**日本学生オリエンテーリング選手権ミドル・ディスタンス競技**

**関東地区代表選手選考会に伴う推薦立候補に係る規約**

第一条 目的

この基準は日本学生オリエンテーリング選手権ミドルディスタンス競技大会（旧インカ

レショート、以下インカレミドル）関東地区代表選手選考会（以下ミドルセレ）で、イン

カレミドルでの選手権クラス出場権を得ることが出来なかった関東学連加盟員各位の救済

措置としての推薦立候補について、その詳細を定めたものである。

第二条 推薦通過の対象

推薦通過の趣旨目的は、次年度インカレミドルの A エリートにおける学連枠を確保する

ことが見込まれる関東学連加盟員に、B エリート出場の機会を確保すること、及び、インカ

レミドル A エリートにおいて卓越した成績を収めることが見込まれる関東学連加盟員が、

やむを得ない事由によってセレクションを通過出来なかった場合に、A エリートへの出場の

可能性を残すことである。ゆえに、A・B 双方の選手権クラスへの推薦枠を以下に用意し、

併願は妨げない。

第三条 推薦立候補について

１ 推薦立候補者は、セレクションの直後に周知される立候補書類に必要事項を記入し、

指定された期限内に、指定提出先に提出しなければならない。

２ 推薦立候補の受け付けは、セレクションの日から５日以内の、幹事会が定める日時と

する。

３ 幹事会は、立候補書類を受理したらただちに、各連盟員を通して関東学連加盟員各位に

対して、当該立候補書類を周知しなければならない。

第四条 推薦通過者の枠数について

１ 推薦通過者数は、【日本学生オリエンテーリング選手権ミドル・ディスタンス競技・競

技者数及びその配分に関する規則】の３条・４条によって当学連に与えられた地区学連枠

の人数の、１／１０とする。小数点以下は切り捨てとする。

２ 当学連に与えられた地区学連枠の人数が１０名に満たない場合は、一律に推薦枠を１

つ用意する。

第五条 推薦立候補への判断の形態

１ 推薦通過の可否は、関東学連総会の議決による。この総会は、第三条に定める立候補

書類の周知後、相当期間後に開催されることが望ましい。

２ 推薦立候補者は、有効投票のうち過半数を獲得すれば、通過が認められる。

３ 男子の推薦立候補者の通過の可否を決める投票権は、男子の所属する加盟大学の連盟員

のみが有するとする。同様に、女子の推薦立候補者の通過の可否を決める投票権は、女子

の所属する加盟大学の連盟員のみが有するとする。

４ 推薦立候補者は、その通過の可否を決める関東学連総会に出席し、自身の通過の妥当

性を有権大学の連盟員に訴えることができる。関東学連総会を開催する幹事会は、立候補者

の請求があれば、連盟員に対する事情説明のための時間を設けなければならない。

５ 第四条に定められた枠数を超えて通過者を認めることはできない。当該枠数を超えて

推薦通過が認められる者が生じた場合は、改めてどの推薦立候補者が通過にふさわしいか

の決選投票を行うものとする。

６ 投票の結果、賛否同数だった場合は、関東学連幹事長がこれを判断する。

７ 推薦立候補への関東学連総会の判断の結果、第三条に定める推薦枠を満たさなかった

場合、若しくは立候補者が推薦枠に満たなかった場合、セレクションで選考されなかった

者のうち、順位順に繰り上がるものとする。

第六条 委任状による投票

推薦立候補者の通過の可否を決める総会に出席できない加盟校連盟員は、第五条３項に定

める基準を満たす限り、理由を添えれば、委任状による意思表示を可能とする。ただし、

委任状に添えられた理由が、第五条４項に定める、総会当日の推薦立候補者による答弁に

よって覆された場合は、その委任状による意思表示は無効票として扱う。

第七条 通過の可否の判断基準について

１ 推薦立候補者および各有権大学は、以下第八条・第九条に定める判断基準に則って、

推薦立候補および投票行動を行うものとする。

２ 判断基準は、推薦立候補者がセレクションに欠席した理由(以下、「未出走の理由」)、

セレクションに出走したが不通過だった理由(同「不通過の理由」)、そして推薦立候補者の

オリエンテーリングの競技的実績の３点について、それぞれ定める。

３ 以下、特別に定めるところがなければ、有権大学が判断基準を満たす推薦立候補者に

反対票を投じることも、判断基準を満たさない推薦立候補者に賛成票を投じることも妨げ

ない。

第八条 A エリート通過基準

１ A エリートへの推薦立候補者は、同条３項に定める判断基準と同条４項に定める判断基

準の双方を満たすことが、強く望まれる。

２ A エリートへの推薦立候補者が基準を満たす場合には、有権大学が反対票を投じるには、

正当な理由を付さねばならない。ここで「正当な理由」とは、社会一般的に見て著しく公

平を害さない程度であれば足りるとする。ただし、基準を満たさない立候補者に賛成票を

投じることは妨げない。

３ 未出走の理由および不通過の理由の基準

① 未出走の理由を以下に定める。以下のいずれかを満たすと、基準を満たすと認定する。

・天災等やむをえない事情により、セレクション会場に辿りつけなかった場合。

・卒業のために出席が必須の試験または発表が、セレクションの日に重なった場合。

・年に１、２回しかない国家試験を受験する場合。

・セレ前に不慮の事故に遭遇し、セレ当日に出走できる身体的状態にない場合。

・葬儀等、社会的にセレクションより優先すべき事柄が重なった場合。

② 不通過の理由を以下に定める。以下のいずれかを満たすと、基準を満たすと認定する。

・レース中に負傷者を発見して、その救助に当たった場合。

・レース中に本人の過失なく、地元の方とのトラブルになった場合。

・レース中に崖崩れなど、本人の過失なく負傷した場合。

③ 以上に準じる相当な理由があれば、立候補者は自薦理由として立候補書類に記載して良

い。ただし、その場合はあくまで自薦理由の一つとし、基準を満たしたとは認定しない。

４ オリエンテーリングの競技的実績に関する基準

① 前年度インカレミドル A エリートに出走し、当時１～３年生の中で上位１０名に入り、

且つ同年度インカレロング選手権クラスに出走し、１０位以内に入る者。

② 男女ともに、①の基準に服する。

③ 以上に準じ得る相当の実績があれば、推薦立候補者は、自薦理由に追加して良い。ただ

し、その場合はあくまで自薦理由の一つとし、基準を満たしたとは認定しない。

第九条 B エリートの通過基準

１ B エリートへの推薦立候補者は、同条２項に定める判断基準と同条３項に定める判断基

準の双方を満たすことが望まれる。

２ 未出走の理由および不通過の理由の基準

① 未出走の理由については、第八条３項①と同様とする。

② 不通過の理由については、第八条３項②に加えて、以下の場合を基準として認定する。

・レース中に自身が不注意で負傷した場合。

・インフルエンザ等感染力が通常の風邪よりも強い病気により、体調不良のまま出

走した場合。

・その他やむをえない理由による、身体的心理的不調があった場合。

③ 以上に準じる相当な理由があれば、自薦理由に加えることは妨げない。

３ オリエンテーリングの競技的実績に関する基準

① 男子

・前年度インカレミドル A エリート出場。

・前年度インカレミドル B エリートで当時１～３年生の中で上位１５位以内。

・同年度インカレロング選手権５０位以内または L クラス各３位以内。

② 女子

・前年度インカレミドル A エリート出場。

・前年度インカレミドル B エリートで当時１～３年生の中で上位１０位以内。

・同年度インカレロング選手権２０位以内または L クラス３位以内。

③ 男女ともに、以上の３つの内、一つでも満たせば基準を満たしたと認定する。

④ 以上に準じる相当な理由があれば、自薦理由に加えることは妨げない。

第十条 修正

この規約の修正には、関東学連加盟校の過半数の賛成を必要とする。

平成２２年　２月１６日制定

平成２４年１２月　１日改正